

委員からの質問及び意見一覧

第1編 ごみ処理基本計画**基本目標**

- 資源物に関して「燃やせるごみの中にリサイクル可能なものが含まれている」とあるが、資源物の中に汚れた「リサイクルできないもの」が相当数含まれているように思える。リサイクルセンターでの分別時にどのようにしているのか。【風岡委員】
- リサイクルセンターでは、職員の手選別により、リサイクルに適さない資源物を除去しております。

【基本方針Ⅰ】ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進**1. リフューズの推進**

- 「レジ袋の代替えとして指定ごみ袋を販売する」は実感としてありません。働きかけとして実行できない課題は何なんでしょうか。働きかけだけでは不十分と思われます。次のステップに進むべきかと思います。【川島(清)委員】
- 取扱店舗における指定袋のばら売りをする際の手間(パック開封等)や管理の煩雑さが課題であると考えております。
- 成果・効果はどうか。そもそもどういった方法で判断するのか。R2・3年度に B 評価であり、R4年度において何か新たな取組みがあったのか。ないのなら「B」評価のままではないか。【橋詰委員】
- こちらの施策の成果を測定することは非常に難しいと考えております。そのようなことから、施策の評価指標は「活動実績」としており、令和4年度については、市HPでの活動実績があることから、A評価としております。

2. リデュースの推進

- ②R4は回数でも周知内容を変えて手ごたえがあれば評価は「A」でもいいかと思います。(R3で媒体への露出を高めるといっていましたがどの程度できたのでしょうか?)【川島(清)委員】
- 令和4年度については、市HPなどで露出を進めてきたものの、それら以外の新たな媒体への露出はできておりません。

3. リユースの推進

- ①のリサイクル市やフリーマーケット等の開催の情報提供は今後どうするのでしょうか。【森井委員】
- リサイクル市等の開催情報の提供については、既にミニコミ誌やインターネットにて情報収集を行う仕組みが出来上がっているため、市が積極的に情報提供を行う必要性は少ないことから、令和元年度をもって施策を終了しております。
- リサイクル品展示室の活用推進は続けてほしいです。その中でどんな製品があるかPRしていく方法はないですか。【高森】

→ 民間業者によるリユース事業の普及に伴い、リサイクル品展示室は一定の役割を終え、平成30年3月をもって閉鎖しました。そのため、現在は、令和4年度の取組概要に記載のとおり、イベントの場などで出張展示を行っております。ご指摘の出品物のPRについては、ホームページやSNSを活用した事前周知等の検討を進めていきます。

4. リサイクルの推進

- ①R3で小中学校から排出される剪定枝を取り組むとっていましたがそれができたということでしょうか。【川島(清)委員】
- 小中学校から排出される剪定枝のリサイクルについては、令和6年度から段階的に進めていく予定となっております。

5. 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

- ⑤搬入物検査の分別指導が、排出先を把握することとまでできて、直接排出先に指導が来ているかを教えていただきたいです。直接指導して、効果がなかったのか、あるいは収集運搬業者に対する指導にとどまって効果がなかったのかによって、今後の対応策が異なるかと考えます。【松山委員】
- 収集運搬許可業者に対する指導を行いました。飲食店などの排出事業者に対しての直接的な指導はできておりません。今後は、許可業者にそれらを依頼することなど直接的に指導することができるよう検討を進めていきます。
- 全体のごみの年間総排出量削減の目標達成のため、事業系一般廃棄物も減量計画書や排出状況の把握だけでなく、絶対量を施策に載せ目標管理していくべきだと思います。そのために、事業者との数値目標の合意等の課題があればそれを明確にして活動に落とし込むのがいいと思います。2年連続「C」評価が続きましたが、何が良くなったのでしょうか。良くなった理由も明確にして、もとに戻らない歯止めをお願いします。【川島(清)委員】
- B 評価とした主な理由ですが、令和4年度については、施設整備やコロナ禍でこれまで実施することが難しかった⑤の施策を実施したためとなります。事業系ごみの排出量を指標とし、施策の進捗管理を行うことについては、次期計画の策定の中で検討を進めていきます。
- ④の「好事例の横展開」とはどのようなものをどのように展開したのか。【橋詰委員】
- 減量化等計画書の記載方法や今後のごみ減量化に向けた取り組みなどについて質問を受けた際に、他業者の取り組みの一例として、分別を徹底し、有価性を高めた上で、再資源化業者へ売却していることなどの好事例の紹介を行っております。

6. 受益者負担の適正化

- 家庭ごみ有料化によって、大きく排出量が減りましたが、減った量がそのまま資源へと転嫁されてはいません。参考資料I 排出量目標と実績(家庭系小計 R3 年度61,222t→R4 年度52,527t 差△8,695t)(家庭系燃やせないごみ R3年度6,053t→R4年度3,323t 差△2,730t)(家庭系資源物 R3 年度15,266t→R4年度15,760t 差+494t)説明が出来ない抑

制された量はどうなったのか、市民の行動意識がどう変わったのかが知りたいです。【松山委員】

→ 今年度実施したアンケート調査結果から、多くの方々より、ごみ有料化が実施されたことに伴い、ごみ減量化に対する意識が変わったとの回答を得ています。したがって、資源物の排出量へ転嫁されていないものについては、市民の皆さまによる Refuse や Reduce によるものであると推察されます。

【基本方針Ⅱ】資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

1. 収集・運搬(1)ごみを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討

● ペットボトルの回収に使うネット等資源収集容器を配布するのではなく、各自治会での管理はできないでしょうか。それに伴い各自治会にネット等の管理費としていくらか予算をつけて支払うといったことが検討できないでしょうか。あるいはネットではなく、個々ビニール袋に入れて集積所に出し、処理施設で破袋機を入れて行うといったことはできないでしょうか。空いた人・車を安心まごころ収集の拡充や、剪定枝の定期回収化などに充てるといった既存・新規サービスへ充当することができるのではないかと思います。【松山委員】

→ ネット等の資源物収集容器を各自治会において管理していただくこと、また、その管理費を予算化することについては、自治会への負担増に繋がること、また、厳しい財政状況も背景としてあることから、非常に難しいことと考えております。なお、ネット等の資源物収集容器については、市内を8地区に分け、収集日をずらしながら共有することで、必要最小限の数量での運用を行っているところです。また、破袋機の導入についてですが、現在のライン上での設置が物理的に難しく、施設整備の時期に合わせて検討していくものと考えております。

● ①減車できたことは素晴らしいです。ただ、計画で何台減らすことになっていて実績で何台減らせたのかが分からないとできなりのように見えて活動の正しい判断・評価はできないと思います。②施策で「集積場所のあり方、収集方法の検討」とあり、計画は継続となっていますが、検討は終了しているのでしょうか？それとも、新たに出てくる課題を検討するということでしょうか。【川島(清)委員】

→ ①の施策については、最適な収集区割や収集ルート of 調査検討を進めるものであり、その結果、車両を減ずることもございますが、そもそも車両を減ずる計画を持ち合わせてはおりません。また、②の施策については、ステーション収集方式の見直しをはじめとし、継続的な検討を進めているところです。

(2)環境と安全に配慮した収集・運搬の実施

● 前項において、ごみ収集車両の減車を目標にしておきながら、新規車両が導入できないことでC評価とすることについては、矛盾がある。どちらかの項目の見直しが必要である。【安齋委員】

→ 前項については、最適な収集区割や収集ルート of 調査検討を進める施策であり、減車を目標とするものではありません。①の施策については、老朽化した車両を更新することができなかったことから、C評価としております。

- 車両の導入台数の計画はできているのでしょうか。その予算的な裏付けもあるのでしょうか。もし、予算的なもので導入できなかったのなら、それは担当者にはどうしようもないことのように思えます。【川島(清)委員】

→ 「茅ヶ崎市実施計画2025」の中で、車両の更新計画を定めておりますが、市の財政状況はもちろんのこと、その事業の必要性などにより予算配分が成されている状況となります。

2. 中間処理(2) 中間処理残渣の減量化・再資源化の促進

- 自治会のごみ処理施設見学会で最終処分場も見学しました。その時、再資源化の課題はコストと聞きました。その課題はどう取り組んでいるのでしょうか？【川島(清)委員】

→ 再資源化の処理コストの増加については、原油価格の高騰など昨今の社会経済情勢を踏まえると、致し方ない状況と考えております。焼却残渣の再資源化処理は、コストだけでなく、処理の安全性や資源化した人工石や人工砂の市場での流通性が保たれているかが、今後の処理の継続性に大きく影響するため、処理が滞ることのないよう人工石3社、人工砂2社、セメント2社に委託しコストとのバランスを見ながら処理量を配分する対応をとっております。

3. 最終処分

- 取組概要記載「①焼却処理量は、前年度比一できませんでした(目標達成率 93.1%)。」について。施策の小見出しが「焼却残渣の減量施策の実施」と記載されていることから、評価指標は、焼却処理量の比較評価でなく、焼却残渣量の比較評価を記載すべきと思います。【松山委員】

→ 焼却残渣の発生量は、概ねごみの焼却処理量に比例するため、焼却処理量の削減を評価指標としております。

- 最終処分場の埋め立てもいずれはいっぱいになります。R3で青森県内の処分場について地元自治体と調整を行っていましたが、調整結果に課題は残っていないのでしょうか？【川島(清)委員】

→ 地元自治体との調整は問題なく終えることができ、令和4年度から搬入を開始しております。

- ゴミ排出の総量が大幅に減少し、剪定枝の回収も行われており、焼却処分量の減少は必然である。過剰に設定した数値目標の未達成をマイナス評価とするのは矛盾がある。【安齋委員】

→ 焼却処理量の目標値については、ごみ有料化実施に伴うごみ減量効果を見込んだものであり、高い目標値ではあるものの、達成可能なものであると考えております。

4. 茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理

- 災害廃棄物の処理について、市民向けに広報をする機会があるようでしたら、例えば、「最新のBCP 計画の抜粋」や「災害ごみの一次受入れ場所はこの場所を想定している。」「広域連携の協定を●●と結んだ。」といった、個別具体的な準備の見える化が必要ではないかと思いました。災害規模によって状況が異なり、伝えづらい部分があるかと思いますが、出来る範囲で取組が見えるようにしていただきたいです。【松山委員】

→ 仮置場については、選定済みではあるものの、諸事情があることから、公表することはできない

と考えております。しかしながら、選定済みではあるものの、現在想定している仮置場候補地では、その必要面積が著しく不足していることから、引き続き、市管理用地・県有地・民地について調査・交渉を進めていきます。なお、「最新の BCP 計画の抜粋」については「茅ヶ崎市業務継続計画【震災編】」、「広域連携の協定を●●と結んだ。」については、「茅ヶ崎市地域防災計画資料編」にてそれぞれ市HPなどで公表しており、見える化に取り組んでおります。

- マニュアルに検討結果を落とし込めたということでしょうか？表現が分かりにくいです。R3で「マニュアルをより実効性のあるものにするため、市の図上訓練を通して検証作業を進めて参ります。」とのことでしたがそれは実施できたのでしょうか。【川島(清)委員】
- 令和 4 年度の図上訓練において、策定したマニュアルの検証作業を進めることができております。

5. 適正処理(2)不法投棄に対する防止策の検討

- パトロール中での不法投棄現場目撃や指導などはあったのでしょうか。事後対応状況も知ることもできればと思いました。【松山委員】
- 不法投棄行為の目撃事例はございませんが、投棄物を発見した際は、その内容を確認し、個人が特定できるような場合については、警察が対応しております。

第2編 生活排水処理基本計画

基本目標

- 「生活排水処理率について分子・分母値が表示されているが、特に数値が100%に近付いてくると、率だけではなく分子と分母の数値の『経年変化』を見る必要がある。」との指摘をここ数年繰り返しているが、一向に顧みられていない。どういうことか。【橋詰委員】
- 10月19日付で送付した資料のとおり。

【基本方針Ⅰ】公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水処理の適正処理の推進

1. 公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の普及推進

- 昨年の指摘を繰り返す。人口、延長、面積等から算出される処理率、整備率等で評価するのは妥当だが、それらが100%に近づいてくると、残っている汲取便所や単独浄化槽対策として捉えなければ、実態が見えてこない。数値の把握・評価も、当該人口、戸数、槽数等を示して頂きたい。【橋詰委員】
- 10月19日付で送付した資料のとおり。

【基本方針Ⅱ】安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

1. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

- 昨年の指摘を繰り返す。適正処理を評価する数値として、し尿、浄化槽汚泥の年間処理量は重要なものだが、汲取りや清掃対象とした便所や浄化槽の個数と全体に占めるその割合、また汲

取りや清掃の回数・頻度が重要。そうした数値も掲載すべき。(次の基本方針Ⅲについても同じ)

【橋詰委員】

→ 10月19日付で送付した資料のとおり。

【基本方針Ⅲ】水環境の向上に向けた啓発活動等の推進

1. 啓発及び情報提供

● ②の「法定検査にて不適正と判断された浄化槽」とは、どのような不適正さだったのか。昨年も同じ記述があるが、同一の浄化槽か。【橋詰委員】

→ 10月19日付で送付した資料のとおり。